

特定非営利活動法人

カンフォータブル・ケア普及協会

会員規則

特定非営利活動法人 カンフォータブル・ケア普及協会会員
会員規則

令和6年4月1日より運用

1. 名称

特定非営利活動法人カンフォータブル・ケア普及協会（以下当法人とする）の定める会員規則に則り、当法人の設立目的、活動（注1）に賛同する市民が、自発的意思をもって所定の手続きを経て入会し、当法人の活動を支持する個人または団体を「特定非営利活動法人カンフォータブル・ケア普及協会会員」とする

（注1）

この法人は広く一般市民に対し、認知症を持つ方の「快刺激」に着目したケア技術を用い、心地よい刺激を提供することにより、周辺症状を軽減するといった、カンフォータブル・ケアを提供することの普及活動を行い、地域看護、介護福祉の質向上や、看護・介護者の負担軽減、誰もが暮らしやすい社会の構築に寄与することを目的とする

2. 入会規則

2-1 入会手続き

当会に入会を希望する者は別添の入会届出書に必要事項を記入し、郵送または電子メールにて入会届出書を当法人まで送付し、所定の入会費、年会費を指定口座に振り込み、入会届出書と入会費、年会費の振り込みを当法人が確認した後、当法人が会員証を発行する。その時点で会員資格を得るものとする

2-2 有効期間

当会の会員有効期間は当該年度の4月1日をもって開始し、次年度3月31日をもって終了とする。ただし会員継続を希望する者は次年度1月1日から3月31日までの間に会員継続希望の意思を表し、次年度の年会費を指定口座に振り込み、当法人がその両方を確認することで会員継続を完了とする。ただし入会費は会員継続の際は不要とする

2-3 途中入会の取り扱い

年度途中での入会者について当該年度の4月1日から12月31日までに手続きを完了したのに関し、入会費、年会費ともに全額納付することとする。次年度4月1日からの年会費は発生する。月割り返還は行わない

1月1日から3月31日に初年度入会手続きを行ったものは、入会が認証された日より当該年度3月31日と次年度4月1日から次々年度3月31日までを有効期間とする

3. 入会資格

3-1 入会原則

当会に入会するにあたり、原則として医療、看護、介護など既存資格の有無は問わず、認知症ケアに興味関心があるもの、社会的意義を見出すものなど、当法人と「志」を同じくするものまたは団体は入会資格を有することとする

3-2 個人会員制度における入会資格

後述の個人会員制度ではインストラクター会員とアドバンスドインストラクター会員に関し、職種、資格、経験年数の条件を満たすことで入会資格とする。その条件は会員規則の別項目で示す

4. 個人会員制度について

当会の目的、活動に賛同し当会に入会する場合、以下に分類する個人会員制度を理解し入会しなければならない。入会は自らの意思で行うものであり強制されることはない

4-1 個人制度の分類

当法人でカンフォータブル・ケア普及活動を行う上で以下 3 種類の認証制度を行うこととする

(カンフォータブル・ケア サポーター)

この認証はカンフォータブル・ケアの存在を知り、社会的意義や活動に賛同した個人が自発的に入会の意思を示し、入会したものをいう。この認証を得たものは、「カンフォータブル・ケアサポーター」と名乗ることができ、カンフォータブル・ケアについての当法人の示す教材を基に知人などにカンフォータブル・ケア啓発活動を行うことができるが、セミナーを開催することはできない

* 認証要件

医療、看護、介護資格は問わない。当法人の発行するパンフレット、出版物、ホームページの閲覧、カンフォータブル・ケアセミナーの受講などカンフォータブル・ケアの存在を知り社会的意義を共有した個人
所定の入会費、年会費を指定口座に振り込んだもの

(カンフォータブル・ケア インストラクター)

この認証は高齢者施設や医療機関などに従事し、各々の現場でカンフォータブル・ケアの実践、指導を行うことができる認証である。所定の手続きと、当法人の用意するセミナーの受講により取得できる。この認証を得たものは「カンフォータブル・ケアインストラクター」と名乗ることができ、自分の所属する組織においてカンフォータブル・ケアセミナーの実施や、教育的活用を行うことができる。

* 認証要件

原則として何らかの医療、看護、介護の有資格者であること。現在休職中など就労の有無は問わない。ただし当法人が特別に許可する場合はこの限りではない

当法人の用意するセミナーを受講する

カンフォータブル・ケア（3時間）

アクティビティ・ケア（2時間）計5時間（ウェブ試聴可）

指定の入会費、年会費を指定口座に振り込んだもの

（カンフォータブル・ケア アドバンスドインストラクター）

この認証はカンフォータブル・ケアインストラクターの要件を満たし、医療、看護、介護の現場で卒後実務経験2年以上経過したものが、当法人の用意するアドバンスドインストラクターセミナーを受講し、レポート提出、面接（ウェブ面接を含む）を経てアドバンスドインストラクターとして適切であると、当法人が認証したものをいう。この認証を得たものは「カンフォータブル・ケアアドバンスドインストラクター」と名乗ることができ、広く社会的要望に応え、自分の所属する組織以外からの要請に応じカンフォータブル・ケアセミナー開催や教育支援活動を行うことができる。希望者は認証後ホームページ上にて氏名、県名を公開する

* 認証要件

医療、看護、介護いずれかの資格を有し卒後実務経験が2年以上あるもの

当法人の用意するセミナーを受講する

カンフォータブル・ケア（3時間）

アクティビティ・ケア（2時間）

認知症高齢者身体拘束最小化ケア（2時間）

認知症家族ケア（2時間）

認知症高齢者虐待防止ケア（2時間）

認知症高齢者終末期ケア（2時間） 計11時間

実践レポート

面接（web可）

現在休職中など就労の有無は問わない。ただし当法人が特別に許可する場合はこの限りではない

指定の入会費、年会費を指定口座に振り込んだもの

5. 団体会員制度について

団体会員とは医療、看護、介護はいうに及ばず、広く社会活動を営む団体が、当法人の社会的意義に賛同し会員となり、活動を支援、支持する際の会員制度である

* 認証要件

団体においてカンフォータブル・ケア実践団体であるという認証を得る場合は、その組織内に 2 名以上のカンフォータブル・ケアインストラクター認証を受けたものがおり、団体内で継続的にカンフォータブル・ケアが実践できると当法人が判断した場合、カンフォータブル・ケア実践団体として認証を行う
団体での実践認証が不要の場合はカンフォータブル・ケア応援団体として認証を行う

6. 退会規則

入会手続き後退会を希望する場合は、所定の退会届出書に必要事項を記載し、速やかに当法人に申し出を行い、受理された時点で退会とする

入会時に納入した入会費、年会費は年度途中であっても返還されない

6-1 強制退会規則

当会の品格、品位を著しく低下させる行為を行ったものまたは団体

当法人の目的、活動に沿わない活動、言動、行動が見られるものまたは団体

犯罪またはそれに類する行為を行ったものまたは団体

反社会勢力と関係があるものまたは団体

以上に該当するものまたは団体は、その事象が発生したのち、情報収集、注意喚起、指導の三段階を経て、改善できない場合は退会処分とする

7. 入会費、年会費規則

7-1 入会費について

入会費は一口一万円とする

入会費は当法人への寄付金として扱われる

入会費は寄付金として扱われるため領収書を発行することはできない

入会費は個人、団体を問わずすべて同額とする

入会費は原則入会時にのみ必要であるが、退会后一年以上経過したものが再入会を希望する場合は再度入会費が必要となる

会員継続中の会員は継続の際、入会費は発生しない

年度途中入会の規定は入会規則 2-3 参照

一度納められた入会費は返還されない

7-2 年会費について

年会費は一年間一口 1 万円とする

年会費の期間は当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日とする

年度途中入会の規定は入会規則 2-3 参照

年会費は当法人への寄付金として扱われる

年会費は寄付金として扱われるため領収書を発行することはできない

年会費は個人会員制度における認証に応じ変動する

カンフォータブル・ケア サポーター

初年度 入会費+年会費一口

二年目以降 年会費一口のみ

カンフォータブル・ケア インストラクター

初年度 入会費+年会費三口

二年目以降 年会費三口のみ

カンフォータブル・ケア アドバンスドインストラクター

初年度 入会費+年会費五口

二年目以降 年会費五口のみ

年度途中での認証変更を希望する場合

それぞれの差額分に該当する口数の年会費が必要となる

個別に開催する研修、講演は事前に当法人に事前告知を行わねばならない

その際発生する謝金、報酬は開催した個人のものとする

その際発生する運営費は開催した個人負担とする

ただし当法人が適当と認めた場合はこの限りではない

団体会員の年会費

カンフォータブル・ケア実践団体としての認証

初年度入会費+年会費 10 口以上

カンフォータブル・ケア応援団体としての認証

初年度入会費+年会費五口以上

一度納められた年会費は返還されない

8. その他

当法人は個人、団体会員が適切な認知症ケアを実践するための、研修、講演、インストラクター、コンサルテーションを行うが、万が一会員である個人、団体が社会的不適切行為を行った場合、その責任を当法人として負うものではない。